

件名	愛媛県卸売市場条例及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	農産園芸課、人事課
根拠法令等	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年7月26日公布)

【改正の概要】

会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律により卸売市場法及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の一部が改正されることに伴う規定整備

1 愛媛県卸売市場条例第10条及び第11条の改正

(営業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割)

第10条 開設者等が営業(地方卸売市場における開設又は卸売の業務に係るものに限る。以下同じ。)の譲渡しをする場合において、譲渡人及び譲受人が譲渡し及び譲受けについて知事の認可を受けたときは、譲受人は▲開設者等の地位を承継する。

(相続) 事業

第11条 開設者等が死亡した場合において、相続人(相続人が2人以上ある場合において、その協議により当該開設者等の営業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)が被相続人の行なっていた営業を引き続き営もうとするときは、知事の認可を受けなければならない。

2 公益法人等への職員の派遣等に関する条例第10条の改正

(法第10条第1項に規定する条例で定める法人)

第10条 法第10条第1項に規定する条例で定める株式会社又は有限会社(以下「特定法人」という。)は、次に掲げる法人であって、当該法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して県がその施策の推進を図るための人的援助を行うことが必要であるものとして人事委員会規則で定めるものとする。

削る

施行日 会社法施行日

【その他参考事項】

新会社法の概要

内容	現行制度	新「会社法」
表記	カタカナ文語体	ひらがな口語体
設立できる会社	株式会社、有限会社、合名会社、合資会社	株式会社、合名会社、合資会社、合同会社
最低資本金額	株式会社：1000万円 有限会社：300万円	制限なし
発起設立時の払込金保管証明	必要	残高証明で可
取締役の数	株式会社：3人以上 有限会社：1人以上	1人以上
取締役の任期	株式会社：2年 有限会社：制限なし	原則2年(株式譲渡制限会社は最長10年)
会計参与	規定なし	すべての株式会社で設置可能
同一市町村の類似商号	不可	可能(商標登録されているものを除く。)

- ・ 株式会社と有限会社を1つの会社類型(株式会社として統合)
- ・ 個人商人については、「営業」の語を用い、会社には「事業」の語を用いる。